

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所  
再雇用職員等に関する就業規則

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 15 号)  
(平成 30 年 3 月 27 日規程第 4 号)  
(平成 30 年 4 月 1 日規程第 10 号)  
(平成 30 年 12 月 26 日規程第 27 号)  
(平成 31 年 3 月 13 日規程第 37 号)  
(平成 31 年 3 月 27 日規程第 41 号)  
(令和 3 年 3 月 31 日規程第 21 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）に勤務する再雇用職員等の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(関係法令)

第 2 条 この規則に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

(再雇用職員等)

第 3 条 この規則において再雇用職員等とは、法人に雇用される者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 再雇用職員 法人の定年退職者等（地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第16条第3号の規定により退職した者若しくは同規則第19条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして次項で定める者をいう。以下同じ。）のうち、次条の規定により雇用された者で、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、常時勤務を要する職に雇用された者をいう。

(2) 再雇用短時間勤務職員 法人の定年退職者等のうち、次条の規定により雇用された者で、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、就業規則第3条に規定する職員（以下「期間の定めのない職員」という。）の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。）に雇用された者をいう。

2 前項第1号に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤務期間等を考慮してこれらに準ずるものは、次の各号に掲げる者とする。ただし、その者がその者を雇用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りではない。

(1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(2) 前号に該当する者として再雇用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

3 再雇用職員等の職制は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の組織及び職制等に関する規程によるものとする。

4 前項のほか、再雇用職員等の区分に応じ、以下の呼称を使用することができる。

区分	呼称
本条第1項第1号に規定する職員	主任専門員（担当する業務に関する名称を冠することができる。）
本条第1項第2号に規定	専門員（担当する業務に関する名称を冠することができる。）

## 第2章 人事

(勤務条件の明示)

第4条 再雇用職員等として雇用しようとする者には、その雇用に際して、次の各号に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 勤務の場所及び従事すべき業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与の決定、計算及び支払の方法、給与の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

2 前項第2号に関わらず、理事長は再雇用職員等に人事異動を命ずることができるものとする。  
(退職、解雇等)

第5条 再雇用職員等は、次の各号のいずれかに該当した場合には退職とし、再雇用職員等としての身分を失う。

- (1) 自己都合による辞職を願い出て、承認されたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 雇用期間の末日が到来したとき。
- (4) 休職期間が満了し、復職しないとき。

2 再雇用職員等の解雇、懲戒処分等については、就業規則第21条から第25条まで並びに同規則第63条及び第64条の規定を準用する。

(雇用期間の更新)

第6条 再雇用職員等の雇用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

2 再雇用の雇用期間の更新は、職員の当該更新直前の雇用期間における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

3 理事長は、雇用期間の更新を行う場合には、あらかじめ当該再雇用職員等の同意を得なければならない。

(雇用期間の末日)

第7条 再雇用を行う場合及び雇用期間の更新を行う場合の雇用期間の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

## 第3章 給与

(給与)

第8条 再雇用職員の給料月額、別表1に掲げるその者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再雇用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定により算出した額にその者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第45条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 再雇用職員等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者（基準日において新たにこの規程の適用を受けることとなった者その他の理事長が別に定める者を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第2項第1号に該当したことにより解雇し、又は死亡した再雇用職員等で理事長が定めるものについても、同様とする。

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受け

る再雇用職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける再雇用職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める再雇用職員等に限る。以下「特定幹部職員」という。）にあつては100分の62.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の再雇用職員等の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
  - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - (4) 3箇月未満 100分の30
- 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した再雇用職員等にあつては、理事長が別に定める日現在）において再雇用職員等が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 6 一般職給料表の適用を受ける再雇用職員等でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける再雇用職員等で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する再雇用職員等として当該各給料表につき理事長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある再雇用職員等にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第4項の期末手当基礎額とする。
- 7 第4項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 8 再雇用職員等の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（基準日において新たにこの規程の適用を受けることとなった者その他の理事長が別に定める者を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第2項第1号に該当したことにより解雇し、又は死亡した再雇用職員等で理事長が別に定めるものについても、同様とする。
- 9 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、100分の45（特定幹部職員にあつては100分の55）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 10 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において再雇用職員等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 11 第6項の規定は、第9項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 12 再雇用職員等には、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）を準用する。ただし、同規程第11条、第13条、第22条及び第25条（第5項及び第6項は除く。）の規定並びに地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員の退職手当に関する細則は準用しない。
- 13 前項に規定する再雇用短時間勤務職員についての給与規程の準用に関しては、次の各号の規定による。
- (1) 給与規程第16条第2項に規定する時間外勤務手当等基礎額については、次の計算式によって得られた額とする。

(給料月額+地域手当) × 12 月

当該職員の 1 週間当たりの勤務時間 × 年間の週数 - 休日分相当時間

年間の週数は 52 週、休日分相当時間は理事長が別に定める時間に当該職員の 1 週間当たりの勤務時間を乗じたものを 38 時間 45 分で除して得た時間数とする。

- (2) 再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する給与規程第 16 条第 2 項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは「100 分の 100」とする。
- (3) 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について給与規程第 16 条第 4 項及び第 5 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する給与規程第 16 条第 6 項の規定の適用については、同項中「」から同項に規定する理事長が定める割合」とあるのは、「」から 100 分の 100」とする。

14 前項までの規定のほか、再雇用職員等の給与について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 第 4 章 勤務時間等

(勤務時間等)

第 9 条 再雇用職員の勤務時間、週休日、休日、週休日等の振替、代休及び時間外勤務等については、期間の定めのない職員の例による。

2 再雇用短時間勤務職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内とする。
- (2) 休憩時間は、労基法第 34 条の規定に基づき、理事長が定めるものとする。
- (3) 第 1 号の規定による勤務時間は、理事長が別に定めるところにより、月曜日から金曜日までの 5 日間において割り振る。
- (4) 正規の勤務時間とは、前号の規定により割り振られた勤務時間をいう。
- (5) 再雇用短時間勤務職員の勤務時間の変更については、契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則に定める非常勤職員の例によるものとする。

3 再雇用短時間勤務職員の週休日は、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において設けることができる。

4 再雇用短時間勤務職員のうち理事長が別に定める者の休日は、期間の定めのない職員の例によるものとし、その他の再雇用短時間勤務職員の休日については、次に掲げる日とする。ただし、次の各号に掲げる日が前 2 項の規定により週休日とされた日に当たる場合を除く。この場合において、休日とは給与の支給を受けて、正規の勤務時間による勤務を免除される日をいう。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日(前号に該当する日を除く。)

5 再雇用短時間勤務職員の週休日等の振替、代休及び時間外勤務等については、期間の定めのない職員の例による。

6 再雇用職員の年次休暇は、期間の定めのない職員の例によるものとし、雇用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該雇用された年における年次休暇の日数は、当該雇

用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

- 7 再雇用短時間勤務職員の年次休暇は、次の各号に掲げるところにより、有給休暇として与えるものとする。この場合において、就業規則第53条第4項、第6項及び第7項並びに同規則第55条第1項及び第2項の規定を準用する。
  - (1) その者の勤務時間等を考慮し1年につき20日を超えない範囲内で理事長が別に定める日数の休暇とし、再雇用短時間勤務職員雇用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該雇用された年における年次休暇の日数は、当該雇用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。この場合において、就業規則第53条第2項の規定を準用する。
  - (2) 年次休暇（この号の規定により繰り越されたものを除く。）は、前号の規定により定められている日数からその年に受けた年次休暇の日数（前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。）を差し引いた日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 8 年次休暇が10日以上与えられた再雇用職員等に対しては、付与日から1年以内に、当該再雇用職員等の有する年次休暇日数のうち5日（日又は半日単位の年次休暇に限る。）について、法人が再雇用職員等の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、時季指定を行うことなく再雇用職員等が自ら取得した年次休暇については、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
- 9 再雇用職員等が業務上の傷病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受ける者にあつては同法第2条第2項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病のため療養を要すると認める場合においては、必要と認める期間について、有給休暇として療養休暇を与えることができる。
- 10 再雇用職員等の生理休暇は、生理日の勤務が著しく困難な女性の再雇用職員等の場合に、その都度必要と認める期間とする。ただし、その期間のうち2日までを有給休暇とする。
- 11 再雇用職員等の忌引休暇は、期間の定めのない職員の例による。
- 12 再雇用職員等に対して、その願い出に基づき、有給休暇として職員の婚姻の場合においては5日以内、職員の父母の祭日の場合においては1日の慶弔休暇を与えることができる。ただし、再雇用短時間勤務職員の婚姻の場合については別表2の表のその者の1週間の勤務日の日数（週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあつては、同表の1年間の勤務日の日数）の区分に応じて定める日数とする。
- 13 再雇用職員等に対して、理事長が別に定めるところにより、有給休暇又は無給休暇として子の看護休暇及び短期介護休暇を与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第2の9の項の規定中子の看護休暇に関する部分を、短期介護休暇については就業規則別表第2の11の項の規定中短期介護休暇に関する部分を準用する。
- 14 再雇用職員等に対して、理事長が別に定めるところにより、有給休暇として育児参加休暇を与えることができる。この場合において、就業規則別表第2の10の項の規定を準用する。
- 15 再雇用職員等が次に掲げる理由により第1項及び第2項の規定によるその者の勤務時間中に勤務することができない場合において、その願い出に基づき、その都度必要と認める期間（第1号に掲げる理由による場合は、7日の範囲内において必要と認める期間）について、有給休暇として特別休暇を与えることができる。
  - (1) 地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由
    - ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難
    - イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保

ウ ア又はイに掲げる理由に準ずるもの

- (2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤の著しい困難
  - (3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際しての退勤途上における身体の危険回避
  - (4) 交通機関の事故等の不可抗力の原因
  - (5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他の官公庁への出頭
  - (6) 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合の当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等
  - (7) 選挙権その他公民としての権利を行使するため願い出があったこと及び所属機関の責に帰すべき理由により業務の全部又は一部が停止されること。
- 16 6月以上の期間をもつて雇用された再雇用職員及び再雇用短時間勤務職員が傷病のため療養を要すると認められる場合（第8項の規定により療養休暇が与えられる場合を除く。）には、別に定めるところにより、その願い出に基づき、当該雇用された期間内につき90日の範囲内で有給休暇として療養休暇を与えることができる。
- 17 前項の再雇用職員及び再雇用短時間勤務職員につき6月以上の期間をもつて雇用の更新があった場合における同項の療養休暇については、同項に規定する雇用された期間の初日から起算して1年の期間内においては、90日を超えることはできない。
- 18 理事長は、必要やむを得ないと認める場合においては、再雇用職員等に対して、その願い出に基づき、無給休暇を与えることができる。

#### 第5章 その他

（社会保険等）

第10条 再雇用職員等の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律152号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）その他関係法令の定めるところによる。

（業務上の災害等）

第11条 再雇用職員等の業務上又は通勤による災害に対する補償については、労基法、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法その他関係法令の定めるところによる。

（実施細目）

第12条 この規則に定めるもののほか、再雇用職員等について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県を定年退職した者（定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者（その者がその者を雇用しようとする職に係る定年に達していないときを除く。）を含む。）については、法人に再雇用される場合には、第3条第1項に規定する再雇用職員等とみなす。
- 3 公益財団法人神奈川科学技術アカデミーを定年退職した者については、法人に再雇用される場合には、第3条第1項に規定する再雇用職員等とみなす。

附 則（平成30年3月27日規程第4号）

この規程は、平成30年3月27日から施行し、改正後の第8条第1項別表の規定は平成29年4月1日から、改正後の第8条第9項の規定は平成29年12月1日から適用する。

附 則（平成30年4月1日規程第10号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月26日規程第27号）

1 この規程は、平成30年12月26日から施行し、改正後の第8条第1項別表の規定は平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の第8条第4項及び同条第9項の規定は平成31年4月1日から施行する。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、第8条第9項中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とし、平成30年12月1日から前項ただし書きの施行日前までの間適用する。

附 則（平成31年3月13日規程第37号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規程第41号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第21号）

この規則は、令和3年3月31日から施行する。

別表 1

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般職 給料表	187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
	他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。						
技能職 給料表	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700	—	—
	研究所に勤務し、機器の運転操作、庁舎の監視及びこれらに準ずる業務に従事する再雇用職員等に適用する。						
研究職 給料表	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400	—	—
	研究所に勤務し、試験研究及び調査研究業務に従事する再雇用職員等に適用する。						

備考

表中の数字は単位を円とし、給料月額を指すものとする。

別表 2（第9条関係）

1週間の勤務日の 日数	5日	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の 日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで

休暇日数	5日以内	4日以内	3日以内	2日	1日
------	------	------	------	----	----